

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

大学進学支援基金設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県（以下「県」という。）内に在住する高校生であつて、経済的理由等で大学進学が困難な状況にある者の大学への進学を支援することを目的に大学進学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、高校生とは、3月末現在において、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第50条に規定する県内の高等学校または第126条に規定する高等専修学校に在籍する生徒とする。

2 大学とは、学校教育法第87条に規定する大学をいう。

(基金の額)

第3条 基金の積立額は県が鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に助成し、県社協が積み立てた額とする。

2 前項の趣旨に賛同して寄付された場合は、前項の額に追加するものとする。

(管理運用)

第4条 基金は、一般会計に大学進学支援基金事業経理区分を設け、金融機関への預金のほか最も確実かつ有利な方法で管理運用しなければならない。

2 基金の運用から生じる収益は、前条の基金に追加するものとする。

3 県は基金の趣旨を広報し、広く寄付を募ることにより基金の発展を図るものとし、県社協はこれに協力するものとする。

(給付対象者及び給付額)

第5条 県社協は、毎年度基金を取り崩し、県内の高校生が大学へ進学する場合、進学支援金として1人あたり10万円を給付するものとする。

(基金運営状況の報告)

第6条 県社協は、基金運営状況について、毎年定期に県に対し、書面で報告するものとする。

(基金の廃止)

第7条 第5条による給付の結果、基金残高が小額となり給付できなくなった場合は、県に通知し基金を廃止するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めたもののほか、この基金事業に必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。